

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和2年2月27日（木）午前9時30分
閉会日	令和2年2月27日（木）午後0時03分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 大島令子 副委員長 なかじま和代 委 員 青山直道 伊藤真規子 岡崎つよし 木村さゆり 野村ひろし わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 福祉部長 川本晋司 次長兼長寿課長 中野智夫 次長兼保険医療課長 斉場三枝 課長補佐 名久井洋一 国保年金係長 下菌のぞみ 健康推進課長 浅井俊光 主幹 遠藤佳子 健康増進係長 諸戸洋子 子ども部長 浅井雅代 調整監 青木健一 次長兼子ども未来課長 門前 健 課長補佐兼児童係長 西本 拓 保育係長 武田憲明 施設係長 岩崎大輔 子ども家庭課長 出口史朗 課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長 岡藤彰彦 <p style="text-align: right;">計 17 人</p>
職務のため出席した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 水野敬久 議事係長 吉田菜穂子
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 21 号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

保険医療課長 議案第 21 号について説明

わたなべ委員 令和 2 年度の国民健康保険税の所得割、資産割、均等割、平等割、一人あたりの調定額、一般会計からの一人あたり法定外繰入金、均等割にかかる 18 歳未満の人数についてはどのようなか。また、国民保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法の一部を改正する法律により被保険者番号を個人単位化し保険医療機関等での資格確認をマイナンバーカードでできるようになったが市の取り組み状況はどのようなか。

課長補佐 基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の合計になるが、所得割額は 7.48 パーセント、均等割額は 3 万 700 円、平等割額は 2 万 4,200 円である。基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額は 0 歳から 74 歳まで全ての被保険者が負担する。介護納付金については 40 歳から 64 歳までである。一人あたりの調定額は 9 万 6,531 円、一般会計からの一人あたりの法定外繰入金は 3 万 100 円、均等割にかかる 18 歳未満の被保険者数は今年度 873 人である。法改正に合わせ保険医療機関における資格確認についての市の取り組みとして、世帯ごとの被保険者番号に枝番号を附番し個人単位化するシステム改修を今年度から来年度にかけて行う予定である。

伊藤委員 新型コロナウイルス等想定を超えて医療費が上がった場合はどうなるのか。

課長補佐 平成 30 年度から愛知県が国保の被保険者となったため、愛知県全体で来年度どれだけ医療費がかかるかという見込みを立てている。想定を超える高額な医療費については、特別高額療養費として国、県の公費で負担をまかなうことになる。

大島委員 資料の基礎課税額で改正後の平等割額が 400 円減額している理由は何か。

課長補佐 来年度の市町村標準保険料率に合わせた改正になっている。賦課割合の設定を応能割の所得割額を全体の 50 パーセント、一人ひとりにかかる均等割額を全体の 35 パーセント、平等割額を全体の 15 パーセントになるよう

標準保険料率が設定されているため、それに合わせて平等割額が減額となった。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 国民健康保険税は収入の少ない人についても税が生じる。今回の低所得者に対する減額は賛成であるが、全体として保険税が引き続き上がることについては賛成できない。誰もが払える保険税、安心してかかる医療であるため保険料の引き上げはしないでほしいため反対とする。

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 22 号 長久手市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

健康推進課長 議案第 22 号について説明

岡崎委員 条文の口腔の腔にルビを付けることは関令法規で決められているのか。

健康推進課長 常用漢字ではないため条文にルビを付けることになっている。

青山委員 瀬戸歯科医師会からの請願を受け議員が採択し条例に至ったが、市独自の内容はどの部分か。

健康推進課長 基本的施策に障がい者や介護を必要とする者に対する健康づくりの推進、災害時の口腔衛生の確保について謳っている。また、本市独自に行っている 8520 運動、9020 運動の推進についても条例に謳うことにより推進が図られるものと考えられる。

青山委員 瀬戸歯科医師会と協定を結ぶなどして災害時にすぐ対応できるようにしないか。

健康推進課長 医師会、薬剤師会との災害協定は締結しているが、瀬戸歯科医師会との災害協定は未締結であるため、災害時における歯科活動について調整のうえ進めていきたいと考えている。

青山委員 東名古屋医師会が市民のために講演会等を開催しているが瀬戸歯科医師会にも依頼しないか。

健康推進課長 今回条例制定に向け開催した講演会や市立保育園の歯に関する健康教育では、瀬戸歯科医師会の先生、瀬戸保健所の職員、歯科衛生士を講師に招

き専門的立場からの講演等でとても有意義であった。今後も歯科医師会を始め歯科関係者と連携を図り長久手市歯と口腔の健康づくり推進条例を推進したいと考えている。東名古屋医師会が開催予定である6月の講演会で瀬戸歯科医師会の先生が講演すると聞いており、瀬戸歯科医師会も東名古屋医師会と連携して市民に対し健康づくりの推進を協力できる状況が整っていると考えている。

青山委員 瀬戸歯科医師会に加盟していない医師の対応はどのようなか。

健康推進課長 現在市内には27の歯科医院があるが、そのうち3歯科医院が未加盟と聞いている。今後、市民が広く検診を受けられるよう未加盟の歯科医院との契約も検討していきたいと考えている。

なかじま委員 条例制定までにパブリックコメントを行っているが市民からどのような意見があったか。

健康推進課長 1人から8件の意見があった。多くが文言の整理に関する意見であった。医師と産業医の使い分けや歯科口腔保健と歯と口腔の健康づくりの違いなどであった。意見の内容を踏まえ内容を一部修正した。今回は条例に加えわかりやすいよう説明書を作成した。説明書に関する意見もあったため、意見の内容を踏まえ一部修正した。

なかじま委員 障がいがある方や介護を必要とする方が歯科治療を受けられる環境はどのように進めるのか。

健康推進課長 現状としては、介護保険事業所向けの口腔ケア講習会等を実施している。障がいがある方や介護を必要とする方が歯科治療を受けられる環境整備については、今後、障がいがある方については長久手市障がい者自立支援協議会、介護を必要とする方については長久手市医療介護福祉ネットワーク連絡協議会等の場で協議してもらい、瀬戸歯科医師会とも連携し進めていきたいと考えている。

なかじま委員 条例第9条の9の基本的施策の災害時の口腔衛生について、長久手市として備蓄を進めるのか。また、災害時の避難所の取り組みとして口腔ケアの手引きなどを作成するのか。

健康推進課長 備蓄及び口腔ケアの手引きの作成については、安心安全課や関係各課、瀬戸歯科医師会とも相談しながら今後進めていきたいと考えている。

なかじま委員 災害時の口腔ケアは安心安全課が対応できるのか、歯科医師会が来ないと対応できないのか。

健康推進課 災害時の口腔ケアについては、瀬戸歯科医師会を中心に歯科衛生士等の関係者の協力が必要になると思うので、災害時の口腔ケアに必要な事や物について相談しながら協定の締結に向けて進めていきたいと考えている。

岡崎委員 市民にフレイル対策を周知してほしい。
健康推進課長 講演会や行事等においてオーラルフレイルを中心に市民に丁寧に説明できる準備をしていきたいと考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 23 号 長久手市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第 23 号説明

伊藤委員 下山児童館は廃止となり今後は使用しないのか。

子ども未来課長 ファシリティマネジメント推進会議で今後の取り扱いについて検討している。直ちに廃止とは考えていない。令和 2 年度は普通財産として財政課が管理する。

大島委員 選挙の投票所であったが、今後はその方向性も残した普通財産となるのか。

子ども未来課長 ファシリティマネジメント推進会議で公共的な位置付けや今後の利活用について議論しているところである。合わせて地域の方々とも十分話し合いをして進めていきたいと考えている。

なかじま委員 北児童館は下山児童館と比べどれほど広がるのか。また、下山児童館の備品や図書室の蔵書等の移動はするのか。

子ども未来課長 下山児童館が延床面積 227 平方メートルで北児童館が延床面積 505 平方メートルであるため 2 倍以上の広さとなる。図書室の蔵書は 950 冊ほどあり北児童館へ移動する。

なかじま委員 建物を取り壊さないで使う可能性もあるのか。

子ども未来課長 建物を取り壊す方向性はないと考えている。地域の方々の利活用も重要であるため十分話し合い調整し、市として方向性を定めていく。

なかじま委員 子育て支援の施設として使うことはあるか。

子ども未来課長 下山児童館及び下山児童クラブの機能を北児童館へ移設する。放課後の

子どもの居場所として必要が生じることも想定し、地域の方々とも十分に話し合っていきたいと考えている。

岡崎委員 児童館の役割はどのようなか。

子ども未来課長 児童館は児童福祉法第40条に位置づけられている。児童館の役割としては児童館のガイドラインに5から6の柱がある。子どもの健全な育成のために資する場所であること。保護者も含めた家庭での子育てに資するものであること。地域の子育ての役割を助長するものであること。が主に児童館の大きな役割である。

岡崎委員 北児童館にも専門職員は配置するのか。

子ども未来課長 児童厚生員を配置する。

岡崎委員 地域との連携はどのようなことを考えているか。

子ども未来課長 現在、具体的な内容は無いが、地域共生ステーションとの複合施設であるため相互の事業として連携をしていきたいと考えている。

岡崎委員 児童クラブは実施することでよいか。

子ども未来課長 北児童館の2階に児童クラブ室を設け実施する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第24号 長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例について

子ども未来課長 議案第24号説明

なかじま委員 特定教育・保育施設とは市内ではどの施設か。

保育係長 市内の施設では保育園のみである。

なかじま委員 令和元年10月から幼児教育保育が無償化となり副食費が保育料と別で保護者が負担することになったが月額いくらか。また、金額の通知と支払方法はどのようなか。

保育係長 公営保育園で月額4,500円である。金額の通知は保護者に通知している。支払方法は保護者の選択により口座振替及び納付書払としている。

- なかじま委員 民間保育園の副食費はいくらか。
- 保育係長 園により異なるが4,500円から6,000円である。
- なかじま委員 条例第13条第4項の0歳から就学前までの子どもでアとイに該当する場合は無償となるが、アとイは現在何人で4月以降何人となるか。
- 保育係長 アの所得階層による副食費の無償化の対象者は92人、イの第3子以降の児童の副食費の無償化の対象者は4人である。来年度の状況は未定である。
- なかじま委員 長子が基準の年齢を超えると副食費の無償化の対象とならなくなる。多子世帯の子育てを応援するため3人以上子どもがいる場合、市が補助し給食費を無償にすることは考えていないか。
- 子ども未来課長 国の基準に基づき事業を実施している。市独自の補助は考えていない。
- なかじま委員 市が補助を実施した場合、国からペナルティがあるのか。
- 子ども未来課長 特にペナルティはないと思われる。
- なかじま委員 条例第25条の虐待等の禁止及び条例第27条の秘密保持等の禁止事項に抵触した場合はどのように扱われるのか。
- 子ども未来課長 職員に対する職務違反の規定であるが、条例第25条に抵触した場合は家庭児童相談室、警察へ通告・通報することになる。法律に抵触すると児童福祉法による罰則が適用されると考えている。条例第27条に抵触した場合は刑法、服務規程、地方公務員法の規定が適用されると考えている。
- なかじま委員 保護者向けに国から児童虐待に対するガイドラインが示されたが職員についても同じ内容か。
- 子ども未来課長 12月に国から児童虐待に対するガイドラインが示された。家庭でも子どものいる施設でも同様のガイドラインになるため職員にも適用される。
- なかじま委員 職員に向けてガイドラインに示された内容はどのように周知していくのか。
- 子ども未来課長 現在、第2期子ども子育て支援計画を策定中で、施策や事業において子どもの権利、子どもの主張を大切にする事業展開を考えている。ガイドラインはもちろん各保育所の職員間で子どもを第一に考える保育について一緒に考えていきたいと思う。
- なかじま委員 条例第36条の特別利用教育が必要となるのはどのような場合か。
- 保育係長 3歳以上の保育が必要と判断された子どもに提供される教育で地域に保育園がない場合に地域の認定子ども園や幼稚園で教育を受けざるを得ない場合が対象となり、本市は対象者はいない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

<午前10時43分休憩>

<午前10時55分再開>

議案第25号 長久手市児童発達支援センター条例の制定について

子ども家庭課長 議案第25号説明

わたなべ委員 運営形態を指定管理者と考えたのはなぜか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

施設区分は公の施設で長久手市が事業主体となる。児童福祉法に定めのある施設であるため、法定で人員配置基準が決まっている。児童発達支援管理責任者などの職種を雇用する必要があること。また、フレキシブルな勤務形態の職員の雇用等を考えると直営では難しい。運営の主体として療育支援体制を提供できる運営体を公正な判断から選択できることから指定管理者による運営とした。

野村委員 指定管理となると、問題があった場合の責任は設置者である市に生じるのか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

事業主体は市である。

伊藤委員 最初から指定管理にすると、条例第11条第2項に最も適切に指定管理業務を行うことができると認められるものを指定管理者に規定するとあるが、何が適切か判断するのに経験がないものに対して適切な指定管理業務として気づかないことがあるのではないか。

子ども家庭課長 同様の事業に携わっている事業者が運営を担っていくことになるため、培ったノウハウを発揮できると考えておりそのような心配はしていない。

岡崎委員 今後のスケジュールはどのようなか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

令和2年度の4月中旬から5月下旬にかけて公募を考えている。選定委員会は未定である。選定委員会を経て第3回定例会で指定管理者の決定にかかる議案上程を考えている。施設整備は令和2年度末に工事完了、令和

3年度中には開所予定である。

木村委員 愛知県内で指定管理で運営している自治体はどこかあるか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

愛知県下において名古屋市指定のセンターが8か所、愛知県の指定は22か所あり、そのうち5施設が指定管理である。自治体は岡崎市、豊田市2か所、大府市、日進市である。

木村委員 指定管理の施設を視察等したか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

指定管理の運営について施設の視察は実施している。

野村委員 指定管理の期間はどれくらいを予定しているか。

子ども家庭課長 新規事業であり、事業者の継続性を見極めるという観点からも当面5年程度が妥当と考えている。

なかじま委員 条例第5条に定める利用できる者は、具体的にどのような者で定員はどのように定めるか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

通所受給者証の交付数、すぎのこ教室の通園者数等を加味して決定をしたいと考えている。詳細は規則で定める予定である。

なかじま委員 運営基本計画では定員は40人としているが大きく変わることはないか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

今後の施設の利用者増加も見込み、施設整備上では40人を最大定員としている。

なかじま委員 現在すぎのこ教室と瀬戸市児童発達支援センターのぞみ学園の通園者は何人か。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

令和2年2月1日現在、すぎのこ教室の通園者は35人、のぞみ学園の通園者はいない。

なかじま委員 重度心身障がい児や医療的ケア児は受け入れる方向か。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

重度心身障がい児の受入れは検討中である。医療的ケア児は対応ができる児童は受け入れることを考えている。

岡崎委員 条例第5条の保護者の負担はどのようなか。

子ども家庭課長 保護者の負担は1割であるが、令和元年10月から始まった幼保無償化により3歳から5歳は無償化の対象である。

なかじま委員 訪問支援の保護者の負担は3歳から5歳はどのようなか。また、並行通園をする場合の保護者の負担はどのようなか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

訪問支援も3歳から5歳は無償化の対象となる。並行通園の場合も保育サービスと障害児サービスは別のサービスとなるため3歳から5歳はいずれも無償化の対象となる。0歳から2歳についてはいずれも利用負担がある。

なかじま委員　　すぎのこ教室から3歳になると保育園の障がい児枠で保育園に入る方が多い中で、市内で定員40人の需要はあるのか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

運用上の定員としては30人程度を考えている。受給者証を交付している人数は今年度7月1日現在48人であるが、週あたりの利用回数は異なる。また、すぎのこ教室や保育園の障がい児枠の子どもも集まってくるため一定程度需要はあると考えている。

なかじま委員　　すぎのこ教室通園者の発展的解消はどのタイミングで解消していくのか。また、療育の体制は事業主体が市としては児童発達支援センター一つになるのか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

市の方針として児童福祉法に基づく児童発達支援センターを整備することで、早いタイミングで子どもにとって一番よい環境を提供できる体制をつくっていく。そして、（仮称）発達支援室でトータルの支援をしていく。

なかじま委員　　指定管理料はどのくらいを見込んでいるのか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

国及び県からの給付費と保護者負担、給食費実費徴収分が収入となり、施設管理費及び人件費等の運営費を差し引いた分を指定管理料として算定する。債務負担行為として5年間で2億円計上しており、1年あたり4,000万円を指定管理料として計上している。

岡崎委員　　児童発達支援センターの職員の配置はどのようか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

児童福祉法に基づく設置基準で人員基準が決まっており、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士、嘱託医が必置の職員である。児童指導員及び保育士は障がい児4人に1人の配置の基準となる。

岡崎委員　　言語聴覚士や臨床心理士等の機能訓練担当職員の配置も含め提案してもらうのか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

機能訓練担当職員は必置となっていないため児童発達支援センターでの配置は考えていない。

大島委員 指定管理によってどのような住民サービスの向上が得られると考えられるか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

選定基準に基づき事業者が選定されるため、人材についても一定の質が確保されると考えられることから適切なサービス提供が担保できると考えている。

大島委員 指定管理にどのようなメリットがあり条例を制定するのか。

子ども部長 市が直営となると経験がある職員がいないこと。人材の確保が必要であること。また、児童発達支援管理責任者のもとで保育士及び指導員が動くため、ノウハウのある事業者にした方がよいと判断した。業務として発達支援業務と訪問支援業務があり、相談については直営の（仮称）発達支援室が保健センター、保育園等と連携をとり運用したいと考えている。

大島委員 資料の説明をお願いしたい。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

現状で検討している開館時間は午前8時30分から午後5時30分の8時間程度を想定している。休館日は土日祝日、年末年始、運用定員は1日あたり30人を想定している。4項目めから9項目めまで事務手続を定めていく。

大島委員 指定管理のメリットとデメリットは何か。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

メリットは、法定基準の専門職を確保して、直接処遇にあたる職員も一体的に配置可能となり、適正な評価基準に従った一定の質を確保した団体を選定できる点が挙げられる。デメリットは、個人情報の取扱い等があるが、責任を持った運営をしていくにあたり、指定管理者に任せるのではなく市がその責任を担保する仕組みを構築することで解消できると考えている。このため、本市においては（仮称）発達支援室を設けることで対応していく予定である。

大島委員 民間の場合は利益上げのことはノウハウを持っているが不採算になった場合撤退の可能性等があるのではないか。

市長 民間のメリット、デメリットもあるが、市役所のデメリットもある。子ども達のために柔軟な対応ができる民間に思い切って任せるという方向性を認めていただきたい。責任は市にあるということを考えてやっていく。

わたなべ委員 指定管理は中身が見えないことが多いため、5年後に市の職員も責任を持ってやっていけるような人材を育ててほしい。

子ども部長 今悩んでいる保護者に適切な療育に結びつけることを第一に考え指定管

理とした。(仮称)発達支援室と必ず連携をとりながら運営を考えていきたい。

なかじま委員　行き場が限られた方こそ市が事業主体であるなら受け入れる体制が必要ではないのか。

課長補佐（療育支援担当）兼療育支援係長

（仮称）発達支援室が療育支援体制全体を統括する。指定管理の児童発達支援センターについては主に就学時前の障がい児の通所の受け皿として機能する。このように市が責任をもってやっていく仕組みを考えている。

野村委員　市の直営であれば利用者は意見を言いやすいが、指定管理になると意見を言いにくいと思うため、そのような意見を（仮称）発達支援室で拾っていけるのか。

子ども家庭課長　（仮称）発達支援室は市の直営で設け、療育支援体制の全てを統括していくため、意見について拾っていくことを担保していきたいと考えている。
質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員　担い手の質が重視されるべき施設については指定管理者制度の採用はすべきでないと考え反対する。

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

委員長　委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長　閉会宣言

午後0時03分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和2年2月27日

教育福祉委員会委員長　大島令子